

航空・海上無線通信委員会報告 (船舶用固体素子レーダーの技術的条件) (案) に対する意見の募集 に提出された意見及びそれに対する委員会の考え方

※ 意見募集期間:平成 23 年 12 月 15 日～平成 24 年1月 13 日

整理番号	意見提出者	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	個人	<p>航空・海上無線通信委員会報告 4ページ</p> <p>「2.1 一般的条件</p> <p>(1) 周波数</p> <p>ア 中心周波数、占有周波数帯幅、周波数の許容偏差は、2920MHz から 3100MHz までの周波数帯の内側にすべて含まれるものであること。</p> <p>イ 中心周波数については、特に指定をしないこととすること。</p> <p>ウ 一つの繰り返し周期時間内に合計 1.2 μs を超えるパルス幅で送信する場合、中心周波数を変更する機能を有すること。」</p> <p>上記 ウ が、経済産業省「貨物等省令第9条第十三号、チの(二)」の「周波数アジリティー」(パルスレーダー送信機の搬送周波数を、パルス間又はパルス群間でパルス帯域幅以上の量疑似ランダムシーケンスで変化させる技術をいう。)に該当する可能性は無いでしょうか。</p> <p>仮に該当する場合、輸出の際、一品ずつ最終顧客を特定し、経済産業省への申請が必要となります。</p>	<p>本技術的条件で求めている「中心周波数を変更する機能」は、その目的が同じ割り当て周波数帯で動作する他のレーダーと、使用する中心周波数が近似した場合にその悪影響を避けるために「送信する周波数を変更することができればよい」としているの、例えば、送信する周波数を手動により切り替えられる機能があれば条件を満たします。したがって、本技術的条件は、周波数アジリティーの要件である「パルスレーダー送信機の搬送周波数を、パルス間又はパルス群間でパルス帯域幅以上の量疑似ランダムシーケンスで変化させる」ことを要求しているわけではありません。</p> <p>周波数アジリティーを用いないのであれば「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第 49 号)第9条第 13 号チ(二)」に該当せず経済産業省への申請は不要となります。</p>